

## 相談分科会について

### 1 設立趣旨

障害者相談支援は、本人のニーズに寄り添い、地域生活への意向や安定した生活に向け、様々な情報提供をはじめ、自己決定に必要な提案、助言、支援を行うという極めて重要な役割を担っている。

そこには、制度・サービスありきではなく、利用者のニーズや望む暮らしを実現するために、地域の社会資源を活用し支援計画を作成・実行するとともに、地域のネットワークや社会資源の改善・開発に向けたまちづくりに努めるといった役目も担っている。

しかしながら、個々の相談支援専門員の感性や力量、事業所の経営基盤等に頼るところが多く、財源・人員体制の脆弱さを背景に、結果として相談員のバーンアウトや、サービスは利用していてもサービス等利用計画に移すことができない多数の障害児・者の現状がある。

相談支援事業所は、地域で暮らす障害児・者の方々が、安心して暮らす社会の構築に向けて、今後さらに地域課題の解決やネットワークの構築を目指していく必要がある。中立・公平な相談支援活動を実施するとともに、互いの知識・技術の交流及び研修を行うことにより資質の向上を図りたい。

また、事業所で抱えている困難事例の解決や地域課題の抽出を行いながら、当市の実情をふまえたネットワーク構築、社会資源の改善・開発にむけ活動を行っていききたい。

### 2 分科会構成

非掲載

### 3 これまでの取り組み＜令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月＞

#### (1) 目標

相談支援専門員同士が顔の見える関係性を構築し、連携機能の強化を図る。また、地域課題の抽出・共有を行い当事者の生活の質の向上に努めていく事を目標としていく。

#### (2) 取り組み

##### ア) 研修会・意見交換会・グループスーパービジョン

平成 25 年より、相談支援事業所の相談支援専門員が集まって、月 1 回勉強会や情報交換を行い、平成 29 年 8 月からは、久留米市地域生活支援協議会の相談分科会としての位置づけで活動している。

令和 4 年度より、事務局のコアメンバーとして市内の相談支援専門員から参加を募り、相談ネットをより積極的な情報共有・意見交換の場にできるよう話し合いを行っている。(令和 7 年に会則を変更)

頻度としては、事務局での企画立案～協議～開催の流れを重視するため隔月開催となっている。

相談支援専門員のニーズとして、「ネットワークづくりや情報交換」「専門性のための研修機能」「社会資源の情報収集」などがあった。これらに対し、困難事例を含めた事例検討・社会資源の紹介や行政からのお知らせ等の他、相談支援専門員の質の向上を図ることを目的に外部講師を招いての研修を開催する等、毎回 50～80 名前後の相談支援専門員が参加している。

#### イ) 社会資源の共有

相談支援事業所の空き状況をオンラインで調査し、久留米市障害者基幹相談支援センターホームページや基幹公式 LINE で発信したり、障害者福祉課の窓口に空き情報一覧を設置し、計画相談につながりやすい仕組みづくりを行っている。

#### ウ) 情報交換会

交流会を兼ねた情報交換会を令和 7 年末に開催し、相談支援専門員同士の懇親を深める企画を実施した。

#### エ) ワークグループ

昨年度実施した虐待防止研修を受けて、相談支援専門員のセルフチェックリスト作成（久留米市オリジナル版）に向けたグループワークを実施した。当事者分科会への協働作業も依頼。

| 開催日               | 内 容                                                     | 参加人数 | 会場              |
|-------------------|---------------------------------------------------------|------|-----------------|
| 第 1 回<br>R7.5.15  | 「わいわいグループスーパービジョン」                                      | 67 名 | 宮ノ陣<br>クリーンセンター |
| 第 2 回<br>R7.7.22  | 講義「就労選択支援について」<br>※大人分科会とのコラボ<br>講師/就労選択支援センターウィズダム 倉知氏 | 94 名 | 宮ノ陣<br>クリーンセンター |
| 第 3 回<br>R7.9.18  | ファシリテーションを学ぶ（第 1 回）<br>講師/くるめ相談ネット副会長 Q-ACT 須田氏         | 62 名 | 宮ノ陣<br>クリーンセンター |
| 第 4 回<br>R7.11.13 | ファシリテーションを学ぶ（第 2 回）                                     | 58 名 | 宮ノ陣<br>クリーンセンター |
| 第 5 回<br>R8.1.23  | 虐待防止研修<br>講師/相談支援事業所バンビーノ 中原 氏                          | 71 名 | 宮ノ陣<br>クリーンセンター |
| 第 6 回<br>R8.3.19  | BCP 研修<br>講師/㈱A.LIFE 防災デザイナー 鬼尾 氏                       | 67 名 | 教育センター          |

※第 2 回、第 6 回については外部講師による講義

### （３）成果

- ・相談分科会（相談ネット）を隔月開催し、上記内容にて相談支援専門員の資質向上のための研修を実施。
- ・研修の都度グループワークの機会を設け、連携強化や抱え込み防止の風土づくりを行った。
- ・権利擁護の啓発やネットワーク強化のため、他分科会とのコラボを活

発に企画。

- ・当事者分科会とコラボについては、相談支援専門員のセルフチェックリスト作成に向けた取り組みを行っており、当事者の視点でチェックリストについて吟味してもらい、提言してもらうようにしている。
- ・令和7年7月の研修では、「就労選択支援」研修を実施。大人分科会より、今後上記を実施する予定の複数事業所（就労移行支援等）も参加。連携強化および情報共有を行った。
- ・必須事項であるBCPの策定に関する研修を行い、災害や感染症に関する情報収集・整理・実働に関する情報交換を行う事ができた。
- ・同じく必須事項である、権利擁護に関する研修を行い、相談支援事業所の資質向上を図った。
- ・相談支援事業所の空き状況調査を行い、計画相談へつながりやすい仕組みづくりを行った。

## 4 課題

- ① 資質向上
  - ・地域移行支援・地域定着支援事業の普及啓発
  - ・地域生活拠点支援事業に関する理解と実践
- ② 社会資源
  - ・インフォーマルな居場所の把握、開拓
  - ・困難事例に対し医療や教育等、他機関との連携の取り方
  - ・ライフステージに応じた支援及び関係機関との連携
- ③ 地域課題
  - ・相談支援専門員の視点での地域課題の抽出の機会
  - ・孤立や引きこもり等、課題ある世帯及び困難事例の共有
  - ・性やパートナー探し、婚活等に対する支援
- ④ 権利擁護・意思決定支援
  - ・障害当事者との意思決定の視点の共有
  - ・ピアサポーターの普及啓発
  - ・多様性の理解の促進

## 5 事業計画＜令和8年4月～令和9年3月＞

### （1）目標

相談支援専門員同士が顔の見える関係性を構築することで、連携機能の強化を図る。また、権利擁護に関する研修等を通じて本人主体の支援技術の継続的な習得を目指すとともに、相談支援専門員のあるべき姿を明文化した「望ましい支援のチェックリスト」を策定・運用する。本取り組みから得られる現状や傾向を基に、効果的な研修の企画や事例共有を展開することで、相談支援全体の質の底上げと、当事者の生活の質の向上を一体的に推進する。

〈第4期障害者計画との関係〉

| 分野      | 施策区分                  | 施策の方向          |
|---------|-----------------------|----------------|
| 1. 差別解消 | (1) 差別解消の推進と差別相談体制の充実 | ④ 福祉教育の充実      |
| 3. 権利擁護 | (1) 権利擁護の推進           | ③ 意思決定支援の推進    |
| 7. 生活支援 | (9) 相談支援体制の充実         | ① 相談支援体制の充実・強化 |

〈第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画との関係〉

第1章 成果目標について

6. 相談支援体制の充実・強化

8. インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進

(2) 取り組み

ア) 研修会・意見交換会・事例検討会

相談支援専門員が相談ネットへ参加する目的としては、「ネットワークづくりや情報交換」「専門性のための研修機能」「社会資源に関する情報収集」などが挙げられます。これらを踏まえ、年6回の開催の中で下記の内容を実施していく。

・ 顔の見える関係づくりと事業所情報の共有

市内 54 か所の相談支援事業所間の交流（グループワークや情報交換会）を促進し、日常的に相談し合える関係を構築する。

・ 「望ましい支援のチェックリスト」の完成とその活用

当事者分科会との共同でチェックリストを完成させ、チェックリストを用いたセルフ点検により、当事者本位の視点・専門性・倫理観を育成する。

・ 法改正による新設事業の連携のあり方

新設される「就労選択支援事業」に適切に対応するため、特別支援学校在校生との連携のあり方や、円滑な手続きへの理解を深める。

・ 専門性向上および権利擁護に関する研修の実施

相談支援専門員のニーズが高いテーマ（意思決定支援、虐待防止、権利擁護、BCP など）の専門研修を企画・実施する。

・ グループスーパービジョン等を用いた事例検討

支援困難事例や行き詰まった事例を共有し、多角的なアイデアで支援者をエンパワメント（元気づけ・支援力の向上）する。同時に、地域全体の課題を抽出する。

※市外の相談支援事業所において久留米在住者のケースをもつ事業所に対しては、希望により分科会への参加が可能となるよう、事務局で参加可否を判断することになっている。

イ) 社会資源の情報共有

- ・ 市内の障害福祉サービス等の新規事業所に関しては、事業者紹介の時間を持ち、分科会内での情報共有を図る。
- ・ 相談支援事業所の空き状況調査を行い、計画相談につながりやすい

仕組みを維持していく。

ウ) 運営等に関する情報交換会

- ・事務処理等に関する情報共有や、バーンアウト防止のため相談員に向けての分かち合いの機会を持ち、持続可能な運営を行えるよう取り組む。

エ) ワークグループ

- ・必要に応じてワーキンググループを設置して、時期や課題等にあった内容を協議していく。

(3) 期待される成果

- ・相談支援専門員の資質向上

「望ましい支援のチェックリスト」を用いたセルフ点検や各種専門研修さらには、グループスーパービジョンを組み合わせることで、意思決定支援や権利擁護に基づいた当事者本位の質の高い相談支援体制が構築することができる。

- ・法改正への対応と関係機関との連携強化

新設された「就労選択支援事業」に対し、特別支援学校等と早期から意見交換を重ねることで、本人の意思決定を尊重する支援が展開できる。

- ・相談支援体制の整備

計画相談事業所の受け入れ情報を定期的に情報公開することで、利用者が相談につながりやすい体制が整備され、セルフプラン比率の低減が推進される。

※年6回の開催を通じて、顔の見える関係を深め、事業所間の日常的な相互相談・連携体制の構築を図る。また、基幹相談支援センターとの困難事例への連携体制や地域全体のマネジメント機能を向上させていくことが期待される。